

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 11 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530010

研究課題名（和文）人権の起源をめぐる「ヴェーバー的」問題の法史的・法思想史的考察

研究課題名（英文）On the Validity of Jellinek's and Weber's Views on the Origin of Human Rights:
A Study from the Viewpoint of History of Law and Legal Thought

研究代表者

佐野 誠 (SANO MAKOTO)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：90202100

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、人権の起源としての「信教の自由」説が妥当かどうかを歴史的に検証することである。検証の結果、以下の4点が明らかとなった。(1)「信教の自由」を人権の決定的な起源と見なすことはできないこと、(2)世界最古の人権規定であるヴァージニア「権利の章典」の法制化過程では、「信教の自由」条項が最後まで決着のつかなかったこと、(3)アメリカ諸州の「信教の自由」の名宛人は、全人民ではなく、プロテスタントであったこと、(4)アメリカの人権の起源という点では、信教の自由だけではなく、人民が武器を保持・携行する権利も考察対象とすべきことである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to historically verify whether a theory that the origin of human rights is to be found in freedom of religion can be recognized as appropriate. As a result, especially the following four points became clear. The first is that freedom of religion could not be regarded as the conclusive origin of human rights. The second is that in the process of codifying the Virginia Bill of Rights that has been regarded as the document of the oldest rights of man, the section of freedom of religion could not come to a definitive conclusion to the end. The third is that the addressee of freedom of religion was not all the people, but Protestants. The fourth is that regarding the origin of human rights in America, not only freedom of religion but also the right of the people to keep and bear arms was an important factor.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 1,400,000 | 420,000 | 1,820,000 |
| 2010年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2011年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,400,000 | 720,000 | 3,120,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：人権の起源、信教の自由、権利の章典、イエリネク、ヴェーバー

1. 研究開始当初の背景

| (1) 近代の普遍的意味での人権の起源が、イ

ギリス植民地時代の北アメリカにおける「信教の自由」にあることは研究史上しばしば指摘されてきた。しかしどのような歴史的思想的背景や根拠があってそのように言えるのかについては、多くの未開拓な部分が残されていた。

(2) 特に、「信教の自由」起源説を提起したイエリネク『人および市民の権利宣言』(1895年初版、以下『人権宣言論』)の見解とその趣旨を継承したヴェーバーのそれは妥当と言えるのか。日本では彼らの思想・理論は肯定的に捉えられがちであるが、本研究では、人権の起源に関する彼らの諸説とその後の論議を批判的に検討する。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、イエリネクやヴェーバーの諸著作において問題提起されたにもかかわらず、これまで十分に検証されてはこなかった「人権の起源」をめぐる問題に一つの決着をつけることを目的とする。

(2) ヴェーバーはイエリネクの『人権宣言論』の影響を受けて、人権の起源を17世紀北アメリカにおけるプロテスタンティズム「諸ゼクテ」の教義とそこから生じる信教・良心の自由および宗教的寛容の精神に求めようとしたが、実際にはどうであったのか。本研究では、人権の起源をめぐるイエリネクやヴェーバーの見解を、法史的・法思想史的観点から検証してみたい。

(3) より具体的には、①イエリネクの『人権宣言論』で提起された諸問題を、イエリネク以降の論議を整理しながら、批判的に検討すること、②プロテスタンティズム「諸ゼクテ」の教義内容と、アメリカ諸州の「権利の章典」や「合衆国憲法」修正第一条(Amendment I)に規定された政教分離、「信教の自由」との関係性を、それ以後の修正第1条をめぐる「連邦最高裁判例」をも射程に入れつつ考察することである。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者が一人でいう3年で完結する研究である。

(1) 平成21年度には、研究目的に即した研究資料の収集と整理、および収集した資料・文献の翻訳と要点整理を中心に研究が進められた。一次資料については、国内外の図書館・資料館等からも入手した。

(2) 平成22年度には、引き続き研究資料の収集・整理を行いつつも、研究時間のかなりの部分を資料・文献の翻訳・分析に当てた。また11月には本研究に関する学会報告を行

った。

(3) 最終年度の平成23年度には、論文・報告書作成の準備を始め、上記の学会報告については、8月末に論文を纏め提出した。また年度末には英語論文を準備・作成した。

4. 研究成果

本研究では、以下の諸点を明らかにすることができた。

(1) イェリネクへの批判について

① イェリネクの『人権宣言論』(1895年)で問題となった、人権の「思想的」起源が「信教の自由」、とりわけ、17世紀に北アメリカへ移住したピューリタニズムの教義にあるという見解は、誤謬とは言えないまでも、誤解を招くものであった。というのは、狭義のピューリタニズムとは、カルヴィニズムの教理に根ざす会衆(組合)派や長老派の思考様式のことであり、このカルヴィニズムの教理から信教の自由や政教分離の思考は直接的には生じなかったからである。ヴェーバーやトレルチは、信教の自由の歴史的起源をバプティストやクウェーカーというプロテスタンティズム「諸ゼクテ」の教理に求め、両者とカルヴィニズムの理念型的性格を明確に区別した。

② イェリネクの『人権宣言論』では、会衆派に迫害されたロジャー・ウィリアムズの信仰形態や思想の中に、信教の自由の「歴史的」「思想的」起源を求めるものであった。しかしイエリネクの意に反し、ウィリアムズの著作と、信教の自由や政教分離を明記したヴァージニア州の「権利の章典」(1776年)および「合衆国憲法」修正第1条(1791年)との直接的な因果関係を見出すことはできなかった。言い換えれば、ウィリアムズとこれらの条項の成立に尽力したトーマス・ジェファソンやジェームズ・マディソンらとの直接的な思想的関係は存在しなかった。ちなみに、ウィリアムズの著作が宗教的自由に関するアメリカの論議に導入されたのは、バプティストの歴史家アイザック・バックス(1724-1806)の著作『ニューイングランドの歴史』(*A History of New England: With Particular Reference to the Denomination of Christians Called Baptists, 1777-96*)においてである(Timothy L. Hall, *Separating Church and State: Roger Williams and Religious Liberty*, Urbana/Chicago, 1998, p. 117)。

③ 確かに、ロジャー・ウィリアムズが「信教の自由」に与えた影響は、合衆国連邦最高裁の判例でも記載されている。たとえば、「マ

イナースヴィル学校区」対「ゴビティス」判決 (MINERSVILLE SCHOOL DIST. v. GOBITIS, 310 U.S. 586 (1940))、「エンゲル」対「ヴィターレ」判決 (ENGEL v. VITALE, 370 U.S. 421 (1962))、「アビントン学校区」対「シェップ」判決 (ABINGTON SCHOOL DIST. v. SCHEMPP, 374 U.S. 203 (1963)) 等でウィリアムズが何度か引用されている。しかし、これらは二次文献からの引用が中心で、ウィリアムズの思想と信教の自由条項との直接的な因果関係を記載したものではない。

④ 1789年に制定されたフランスの「人権宣言」の範型が、北アメリカの諸州、とりわけ、1776年以降に制定されたヴァージニア、ペンシルヴァニア、マサチューセッツ諸州の「権利の章典」にあるとするイエリネクの見解も、十分に検証されたとは言い難いものであった。確かに、「人権宣言」を起草したラファイエットはアメリカ独立戦争に参加して、上記「権利の章典」の存在を知っていた。また彼は、「人権宣言」の起草にあたっては、駐フランス公使であったトーマス・ジェファソンを助言を仰いでいる。しかし、イエリネクのように、「権利の章典」と「人権宣言」の文言上の類似性から、人権の「法典化」の起源を「権利の章典」に求めることは実証性を欠くものであった。

⑤ イエリネクは、名誉革命後に制定されたイギリスの「権利の章典」(1689)を、国王権力を制限する既成の古き権利を確認したものにすぎないと見なし、自然権を基盤とするアメリカ諸州の「権利の章典」(Bill of Rights)との内容上の断絶性を強調する。しかし、「合衆国憲法」修正第2条に代表される「武器を保持・携行する権利」などは、イギリス「権利の章典」に明記された武器を保持・携行する権利のプロテスタント側からの主張を抜きにしては考えられない。17世紀イギリスの「権利の請願」(Petition of Right)、「人身保護法」(Habeas Corpus Act)、「権利の章典」等と18世紀アメリカの「権利の章典」との内容上の連続性、非連続性については再考する必要がある。

⑥ イエリネクが消極的に捉える「人権の起源」と「自然法」の関連性については、両者の関係を積極的に捉えるヴェーバーの自然法観の方が説得的であった。トレルチの「絶対的自然法」と「相対的自然法」の峻別に示唆を得たヴェーバーは、古代ギリシアの自然法と近代自然法とを峻別した上で、近代自然法を「革命によって形成された諸秩序の特殊的な正当性の形式」(「法社会学」)と見なし、アメリカ諸州の「権利の章典」やフランスの「人権宣言」の根底に自然法の観念があるこ

とを強調した。その際彼は、「人間はすべて人間として一定の権利を持つ」という近代の自然法観念に、イエリネクが等閑視したバプティズムの影響があったことをも指摘した。

(2) 「信教の自由」を人権の決定的な起源と見なすことのできない理由について

① 1776年6月のヴァージニア州を端緒として、ペンシルヴァニア、マサチューセッツ等のアメリカ東部諸州に自由権を含む「権利の章典」が次々と制定されていくが、その実態は、自由の享受にはほど遠く、北東部では神権政治、南部では国家教会制の形態が依然取られていた。しかも信教の自由の直接の享受者はキリスト教徒、特にプロテスタントであった。この傾向は、会衆派が多数を占めるマサチューセッツ州やイギリス国教会の影響が色濃く残るヴァージニア州等で強かった。カトリック、無神論者、黒人奴隷、ユダヤ教徒、イスラム教徒等には、ロードアイランドのような一部の州を除き、完全な自由は与えられてはいなかった。

ちなみに、1776年当時のキリスト教会の教勢は、北東部のマサチューセッツ州では、会衆派 71、6%、バプティスト 14、3%、クウェーカー 4、2%、中部のペンシルヴァニア州では、長老派 27、9%、ドイツ改革派 17、6%、クウェーカー 15、3%、南部のヴァージニア州では、聖公会(イギリス国教会) 34、6%、バプティスト 29、9%、長老派 22%である (Stark, R./ Finke, R., *American Religion in 1776: A Statistical Portrait*, in: *Sociological Analysis*, 49, 1988, p. 43, 47, 48)。

② 最古の人権規定とされるヴァージニア州の「権利の章典」(全 16 項)の起草者は、イギリス国教会の敬虔な支持者ジョージ・メイソンであり、その第 16 項「信教の自由」条項は、メイソンのより徹底的な修正案の提起があったにもかかわらず、最後まで決着がつかなかったものである。言い換えれば、人権の起源と考えられてきた信教の自由条項が、先行する 15 の人権規定・条項の基盤とはなっていないのである (*Zur Geschichte der Erklärung der Menschenrechte*, R. Schnur(Hrsg.), Darmstadt, 1964, 特に Justus Hashagen, Otto Vossler の論文参照)。

③ ヴァージニアでは、ジェファソン『ヴァージニア覚え書』からも見て取れるように、17世紀から18世紀初頭にかけて、カトリックだけではなく、バプティストやクウェーカーといった一部のプロテスタンティズム「諸ゼクテ」も迫害の対象であり、この影響はヴァージニアの「権利の章典」制定の時代まで続くことになる。完全な信教の自由

の獲得のためには、ヴァージニア「権利の章典」では不十分であり、ジェファーソンが起草した「ヴァージニア信教の自由法」（1886年）、およびマディソンが起草した「合衆国憲法」修正第1条（1791年）を俟たなければならなかった。

④ イェリネックが信教の自由の立役者として評価したロジャー・ウィリアムズも、国家と教会の分離を過度に強調するために、国家権力を制約する人民の権利、言い換えれば、自然権の存在を十分に認識していなかった。元来、国教分離、政教分離は国家権力からの自由（消極的自由）や国家と教会の緊張関係を前提とする権利の性格を有するが、ウィリアムズの場合には、国家と教会の間に壁を設けることに力点が置かれており、近代的意味での国教分離、政教分離とは性格を異にするものであった。

⑤ ヴァージニアの信教の自由条項を初めとする諸州の信教の自由条項には、「キリスト教」、「全能なる神」、「神の存在」といった言葉が必ず一度は用いられており、無神論者や唯物論者を許容する完全な意味での「信教の自由」条項にはなっていない。言い換えれば、アメリカ諸州憲法で言う信教の自由とは、全人民のためのそれではなく、唯一の神を信じるキリスト教徒のためのそれであった。文言上、宗教色を完全に払拭した信教の自由条項は、「合衆国憲法」修正10箇条（1791年）の修正第1条によってようやく規定されたのである。

⑥ 以上の考察から明らかなことは、信教の自由を人権の起源と見なすイェリネックの見解は、必ずしも正当とは言えないことである。人権の起源は信教の自由の特化できず、人権や信教の自由を、アメリカ入植者のイギリスからの離反と独立のための戦略の観点から捉え直す必要があるだろう。また人民の武器の保持・携行の権利に見られるように、イギリスの「権利の章典」等との内容上の連続性からアメリカの「権利の章典」を捉えることも必要である。なお、「合衆国憲法」修正10箇条の制定過程の詳細な検討は、今後の課題として残された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

- ① 佐野誠、書評「井上琢也 Tisza=Eszlar 事件と Judeneid——一九世紀半ばドイツにおける宣誓論に注目をして」、法制史研究（法制史学会年報）、査読有、

60、2011、294-296

- ② 佐野誠、書評「河島幸夫『ドイツ現代史とキリスト教——ナチズムから冷戦体制へ』」、本のひろば、査読無、641、2011、24-25
- ③ 佐野誠、書評「細見和之『「戦後」の思想——カントからハーバーマスへ』」、査読無、ナマール、15、2010、76-78
- ④ 佐野誠、ヴェーバーと「人権起源」論—イェリネック『人権宣言論』を前提として、唯物論研究、査読無、113、2010、47-60
- ⑤ 佐野誠、書評「牧野雅彦『国家学の再建—イェリネックとウェーバー』」、法制史研究（法制史学会年報）、査読有、59、2010、401-407

〔学会発表〕（計3件）

- ① 佐野誠、「信教の自由」は人権の法制化の起源か—イェリネック『人権宣言論』（1895年初版）再考、アスコナ会、2011年7月9日、京都大学医学部芝蘭会館(京都市)
- ② 佐野誠、G.イェリネックとヴェーバー、第3回「日本—ドイツ社会学会議」、2010年11月21日、いわき明星大学(いわき市)
- ③ 佐野誠、ヴェーバーと信教の自由—プロテスタンティズムの倫理と人権の起源をめぐって、ヴェーバー研究会 21、法政大学(東京都)

〔図書〕（計2件）

- ① 佐野誠、イェリネックとヴェーバー—特に人権の起源と「国家社会学」をめぐって、時潮社、『「第3回 日本—ドイツ社会学会議」論文集』（茨木竹二編集代表）、2013年出版予定（平成24年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）交付内定図書）、総ページ約300
- ② W・シュルプター、佐野誠・林隆也訳、風行社、『マックス・ヴェーバーの研究戦略—マルクスとパーソンズの間』、2009年、総ページ208

〔その他〕

ホームページ等

http://nerd.nara-edu.ac.jp/profile_p/search.html

<http://read.jst.go.jp/>

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jalha/>

<http://www.mosakusha.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐野 誠 (SANO MAKOTO)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：90202100

(2)研究分担者
(0)

(3)連携研究者
(0)